

公益通報（内部通報）について

2011年12月12日
弁護士 蜂須 優二

目 次

I 公益通報者保護法の概要

- 1 制度の概要
- 2 公益通報の対象となる事実
- 3 通報先と通報者が保護を受けるための要件（保護要件）
- 4 公益通報者の保護

II 公益通報（内部通報）を受ける事業者のとりべき措置

- 1 事業者内での通報処理の仕組みの整備
- 2 公益通報（内部通報）処理
- 3 その他

I 公益通報者保護法の概要

1 制度の概要

公益通報とは、**労働者**が不正の目的でなく、**労務提供先等**について、通報の対象となる事実が生じまたは生じようとする旨を、通報先に通報することをいう（公益通報者保護法第2条第1項参照）。

公益通報は、会社への裏切りや、陰険な中傷等といったものではなく、会社の自浄作用、改善のための重要な機能であり、会社の危機回避のための一手段である。

2 公益通報の対象となる事実

国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として公益通報者保護法の別表記載の法律に違反する行為のうち、犯罪行為または最終的に刑罰につながる行為

(1) 対象となる法律

例) 刑法、道路運送車両法、建築基準法、薬事法、金融商品取引法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、個人情報保護に関する法律、労働基準法、著作権法等

(2) 犯罪行為または最終的に刑罰につながる行為

3 通報先と通報者が保護を受けるための要件（保護要件）（公益通報者保護法第3条）

(1) 事業者内部（内部通報）

→通報対象事実が生じ、または生じようとしていると思料する場合

(2) 通報対象事実について処分または勧告等をする権限を有する行政機関

→通報対象事実が生じ、または生じようとしていると信じるに足りる相当の理由がある場合

(3) 事業者外部（報道機関、消費者団体、事業者団体、労働組合等）

→通報対象事実が生じ、または生じようとしていると信じるに足りる相当の理由がある場合及び一定の要件（内部通報では証拠隠滅のおそれがある、内部通報後20日以内に事業者から調査を行う旨の通知がないなど）

4 公益通報者の保護

①公益通報をしたことを理由とする解雇の無効・その他不利益な取扱いの禁止^(注)

②（公益通報者が派遣労働者である場合）公益通報をしたことを理由とする労働者派遣契約の解除の無効・その他不利益な取扱いの禁止

(注) オリンパス事件控訴審判決（東京高判平成23年8月31日）：被控訴人会社の控訴人に対する配転命令が、「控訴人の本件内部通報等の行為に反感を抱いて、本来の業務上の必要性とは無関係にしたものであって、その動機において不当なものであって…人事権の濫用である」と判断された事例がある。

II 公益通報（内部通報）を受ける事業者のとりべき措置

1 事業者内での通報処理の仕組みの整備

- ①経営幹部を責任者とし、部署横断的に通報を処理する仕組みを整備
- ②通報窓口及び受付の方法を明確に定め、労働者に対し十分に周知すること

i 純社内型

- ア) 社内の既存の法務部、監査室に担当させる
- イ) 監査役を中心に構成する新組織
- ウ) 社外取締役を中心とする新組織
- エ) 独自のコンプライアンス専門部門を新たに設置

(いずれの場合においても代表取締役の関与の有無、関与の仕方がポイント)

ii 社内+外部型

- i の社内組織に、弁護士や公認会計士などの外部の第三者を加え、ないし並存させる組織

iii 純外部委託型

- ③内部規程に通報処理の仕組みについて明記し、公益通報者に対する不利益取り扱いの禁止を明記すること

※保護される場合の例示（法の保護要件とは別の事業者独自の保護要件の設定）

- ア) 通報内容が調査の結果、事実でなかった場合でも通報者に故意・重過失がなかった場合は保護するか。
- イ) 裏付け資料、証拠がない通報でも保護するか。
などが検討課題となる。

- ④担当者に秘密保持を徹底させること

2 公益通報（内部通報）処理

- ①通報者の秘匿・プライバシーの保護
- ②人事その他社内処遇上、通報により何らの不利益を受けないことの保証
- ③通報者が不利益扱いを受けないことの監視
- ④万一不利益を受けた場合の救済措置
- ⑤保護の限界（匿名の場合の保護の限界、調査・究明手続を優先させることによる通報者の秘匿の限界）
- ⑥守秘義務の解除
 - ア) 内部通報が守秘義務規定に反しないことの確認
 - イ) 対外的通報と守秘義務等の解除の可否の検討保護対象としない場合（通報内容が事実に反することを知っていたか、重大な過失によって知らなかった場合など）
- ⑦調査結果の報告・勧告

- i 通報者に対する是正結果の通知
 - ii 代表取締役、監査役への報告、勧告
 - iii 調査機関の権限（コンプライアンス委員会の権限は調査報告までか、勧告までか、それ以外にも及ぶか）
- ※代表取締役は、コンプライアンス委員会の調査報告、勧告に拘束されるか、その勧告に従った是正措置をとる義務が生ずるか。
- ⑧法令違反が明らかになった場合の是正措置・再発防止策の実施

3 その他

～略

以上